

農地法第3条・4条・5条申請 提出書類一覧

農地法第3条		農地法第4条・5条
許可	届出	届出
権利の設定：所有権移転（売買・贈与）、賃借権設定、使用貸借権設定	相続、法人の合併・分割等	（5条の場合）権利の設定：所有権移転（売買・贈与）、賃借権設定、使用貸借権設定
○提出書類	○提出書類	○提出書類
☐ 申請書	☐ 申請書	☐ 申請書
☐ 位置図	☐ 委任状（代理人申請の場合は必要）	☐ 位置図
☐ 公図の写し【法務局】	☐ 登記完了証※	☐ 公図の写し【法務局】
☐ 全部事項証明書【法務局】	※登記完了証は(電子申請)と(書面申請)の2種類が存在し、記載項目が異なる。 (電子申請)の場合は当書類のみ添付でOK (書面申請)の場合は当書類のほかに土地の権利書、全部事項証明、登記識別情報通知のいずれかの添付が必要	☐ 全部事項証明書【法務局】
☐ 委任状（代理人申請の場合は必要）		☐ 委任状（代理人申請の場合は必要）
☐ 法人登記簿（譲受人が法人の場合は必要）		☐ 住民票（市外で全部事項証明書と住所が違う場合は必要）
☐ 農業経営実施計画書（譲受人が新規就農者等の場合は必要）		☐ 法人登記簿（譲受人が法人の場合は必要）
※申請者が市外在住の場合、必要となる書類		○留意事項
☐ 耕作証明書（譲受人）【住所のある農業委員会】		☐ 申請地が貸借地の場合は、合意解約が必要
☐ 農業経営実施計画書（譲受人）		☐ 他法令に関する規制等について確認
☐ 自宅から申請地までの略図（譲受人）		
☐ 住民票（譲受人・譲渡人）		
○留意事項		
☐ 申請地が貸借地の場合は、合意解約もしくは賃借人の同意が必要		
☐ 地元農業委員へ連絡（申請者・事務局）		
☐ 譲受人・譲渡人の農地台帳及び経営農地筆別表を印刷 （申請書に添付）		

※公的書類（公図、登記簿、住民票等）については取得から3カ月以内のものが有効。

農地法第4条・5条許可申請 提出書類一覧

自己住宅（500㎡以内）、農家住宅（1000㎡以内）	資材置場、駐車場
○提出書類	○提出書類
☐ 申請書	☐ 申請書
☐ 位置図	☐ 位置図
☐ 公図の写し【法務局】	☐ 公図の写し【法務局】
☐ 全部事項証明書【法務局】	☐ 全部事項証明書【法務局】
☐ 農用地区域外の証明書【農政課】	☐ 農用地区域外の証明書【農政課】
☐ 申請農地及び隣接地の地番、地目、面積、所有者、耕作者を明示する図面	☐ 申請農地及び隣接地の地番、地目、面積、所有者、耕作者を明示する図面
☐ 建物の平面図、配置図	☐ 既存施設の土地利用状況図、申請地の土地利用計画図
☐ 理由書（世帯構成、職業、住宅が必要な理由等を記載）	☐ 現在の事業所、資材置場等との位置関係図
☐ 見積書（土盛り等の整地費、基礎工事費、建築費等）	☐ 事業計画書（申請地を選定した理由、資材の種類・数量、事業実績等を記載）
☐ 融資証明書、融資見込証明書、残高証明書（事業費が500万円を超える場合は必要）	☐ 必要とする理由の具体的根拠（既存返却、事業量増加等）
☐ 開発行為許可申請書の写し【都市建設課】	☐ 見積書（土盛り等の整地費、基礎工事費、建築費等）
☐ 委任状（代理人申請の場合は必要）	☐ 残高証明書（事業費が500万円を超える場合は必要）
☐ 同意書（隣接地が農地の場合は必要）	☐ 法人登記簿又は定款
☐ 土地改良区の意見書、同意書等（申請地が土地改良区の場合は必要）	☐ 免許、資格等の写し（事業運営に免許、資格等を必要とする場合は必要）
☐ 住民票（譲受人・譲渡人が市外の場合は必要）	☐ 委任状（代理人申請の場合は必要）
☐ 農業を営む者の証明（農家住宅の場合は必要）【農業委員会】	☐ 同意書（隣接地が農地の場合は必要）
☐ 戸籍謄本及び贈与契約書（分家住宅の場合は必要）	☐ 土地改良区の意見書、同意書等（申請地が土地改良区の場合は必要）
☐ 通勤経路図（現在の勤務地が他都道府県の場合は必要）	☐ 住民票（市外の申請者の場合は必要）
☐ 地域計画変更申出書の写し【農政課】	☐ 地域計画変更申出書の写し【農政課】

※公的書類（公図、登記簿、住民票等）については取得から3カ月以内のものが有効。

農地法第4条・5条許可申請 提出書類一覧

太陽光発電施設（許可対象：第2種農地、第3種農地）	土砂・砂利採取（原則として一時転用のみ許可）
○提出書類	○提出書類
☐ 申請書	☐ 申請書
☐ 位置図	☐ 位置図
☐ 公図の写し【法務局】	☐ 公図の写し【法務局】
☐ 全部事項証明書【法務局】	☐ 全部事項証明書【法務局】
☐ 農用地区域外の証明書【農政課】	☐ 農用地区域外の証明書【農政課】
☐ 申請農地及び隣接地の地番、地目、面積、所有者、耕作者を明示する図面	☐ 申請農地及び隣接地の地番、地目、面積、所有者、耕作者を明示する図面
☐ 太陽光発電施設の平面図、配置図	☐ 採取場の平面図、配置図
☐ 事業計画書（申請地を選定した理由、造成計画、周辺農地の措置等を記載）	☐ 事業計画書（申請地を選定した理由、採取内容、跡地利用計画等記載）
☐ 申請候補地位置図（3箇所以上）	☐ 資金計画書
☐ 見積書（土盛り等の整地費、基礎工事費、建築費等）	☐ 残高証明書（事業費が500万円を超える場合は必要）
☐ 残高証明書（事業費が500万円を超える場合は必要）	☐ 法人登記簿又は定款
☐ 法人登記簿又は定款	☐ 土地賃貸契約書の写し
☐ 託送供給の承諾のお知らせ（東京電力協議）	☐ 採取同意書の写し
☐ 製品仕様書、製品図等	☐ 採取計画認可申請書の写し【鹿行県民センター】
☐ 委任状（代理人申請の場合は必要）	☐ 採取業登録証明書の写し
☐ 同意書（隣接地が農地の場合は必要）	☐ 他法令関係書類（道路占用、法定外公共物占用、埋蔵文化財等）
☐ 土地改良区の意見書、同意書等（申請地が土地改良区の場合は必要）	☐ 委任状（代理人申請の場合は必要）
☐ 住民票（市外の申請者の場合は必要）	☐ 同意書（隣接地が農地の場合は必要）
☐ 地域計画変更申出書の写し【農政課】	☐ 土地改良区の意見書、同意書等（申請地が土地改良区の場合は必要）
☐ 太陽光発電施設設置事業の事前協議書の写し【環境課】	

※公的書類（公図、登記簿、住民票等）については取得から3カ月以内のものが有効。

制限除外 提出書類一覧

○主な転用目的：地方公共団体による事業、電気・ガス・道路事業者による施設設置等、土地改良事業、2a以下の農業用施設（農機具倉庫、ビニールハウス、畜舎等）
○提出書類
☐ 申請書
☐ 位置図
☐ 公図の写し【法務局】
☐ 全部事項証明書【法務局】
☐ 事業計画書
☐ 理由書（現在の状況、転用する必要性等を記載）
☐ 契約書の写し（工事請負契約書、賃貸借契約書等）
☐ 配置図
☐ 現況写真（一時転用の場合は必要）
☐ 建物図面（建物の場合は必要）
☐ 測量図（内面積で申請する場合は必要）
☐ 委任状（代理人申請の場合は必要）
☐ 農業を営む者の証明（農業用施設の場合は必要）【農業委員会】
☐ 土地改良区の意見書、同意書（土地改良区に入っている場合は必要）

※公的書類（公図、登記簿、住民票等）については取得から3カ月以内のものが有効。